

EU に通知を要する補助金について

EU 外国補助金規制

2023 年 12 月

外国補助金規制¹ (FSR)によると、2023 年 10 月 12 日以降、EU 域内で事業を営むすべての企業は、外国補助金 (FS) (EU 加盟国以外の第三国 (英国や米国など) からの補助金) を受けている場合、一定の基準を満たす公共調達手続きへの集中および参加を届け出なければなりません。新ルールの下では、EU に拠点を置くかどうかにかかわらず、企業は暫定措置、救済措置、情報提供の要請、査察の対象となり、違反した場合には売上高の 10% を上限とする罰金が科されます。届け出がなければ、競合他社からの苦情もありえるため注意が必要です。

以下では、(1)企業が FS に通告しなければならない時期、(2)通告義務のきっかけとなるもの、(3)補助金の特定方法、(4)補助金が第三国から交付された場合、(5)通告の手続き、(6)欧州委員会の権限について説明いたします。

この文書の目的は、落とし穴を避けるためにあらゆるリスクを特定し、EU の新しい外国補助金管理制度に関するベストプラクティスを推奨することにあります。本書の各セクションでは、FSR に関してあなたやあなたの組織が知っておくべき主なポイントをいくつか取り上げています。FSR に関連するその他の質問について、さらに詳しい情報やガイダンスをお知りになりたい場合は、ご遠慮なく末尾の競争法グループの弁護士または、ビジネスディベロップメント部部長の音琴までご連絡ください。



音琴涼子

日本グループビジネス
ディベロップメント部部長

+85222486126

Ryoko.nekoto@twobirds.com

¹ 域内市場を歪める外国からの補助金に関する 2022 年 12 月 14 日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2022/2560。

通知する義務がありますか？

いわゆる「届出当事者」は、基礎となる状況が「集中」に関するものであるか、公的調達手続への参加に関するものであるかによって異なります。また、「会社」という用語は、会社が属するグループに関連するため、企業図において遠隔地にある子会社は、その持株会社に対する届出義務を誘発する可能性があります。

「集中」における通知当事者は、それが合併であるか、買収であるか、JV であるかによって異なります。

公共調達手続における通知当事者には、契約の入札者及び一定の条件の下、主な下請業者、主な供給業者が含まれます。

何が通知義務の引き金になるのか？

EU 域内で集中投資を行う企業および公共調達契約に応札する企業は、以下の閾値を満たす場合に限り、欧州委員会（集中投資）または契約当局・機関（公共調達）への届出が義務付けられています。

「集中」は、合併、他の会社の支配権の取得、または完全機能型 JV の設立のいずれかによって支配権の変動が生じた場合に発生するとみなされます。

以下の閾値を満たした場合、欧州委員会に届け出なければなりません。

- a 合併会社、被買収会社、JV のいずれかが EU 域内に設立され（すなわち、EU 域内に子会社または恒久的施設を有し）、EU 域内の売上高が 5 億ユーロを超える。
- b 合併会社、買収者、被買収会社、JV の親会社、JV のいずれかが、過去 3 年間に第三国から 5,000 万ユーロを超える外国資金拠出（FFC）を受けた。

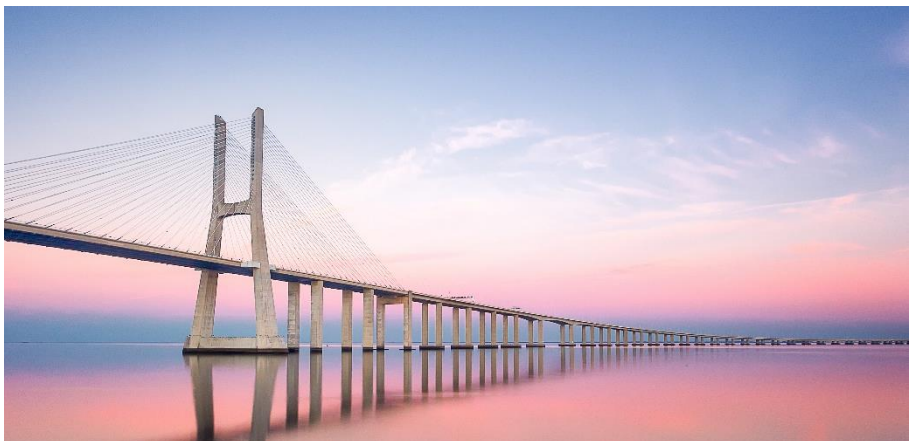
届出可能な「集中」は、届出前に実施されてはならず、完全な届出後 25 営業日の最初の**停止義務**が課され、詳細調査が開始された場合、90 営業日の追加停止義務が適用されます。

公共調達手続における届出は、以下の閾値を満たす場合に強制されます。

- a 公共調達の金額が少なくとも 2 億 5,000 万ユーロである場合。
- b 入札者が、その子会社、持株会社、および一定の条件のもとで、主要な請負業者とサプライヤーを含め、過去 3 年間に第三国ごとに 400 万ユーロ超の FFC を付与されている。

公共調達手続においては、届出が要求されるか、又は FFC の閾値を満たさない場合には、受領した全ての FFC を列挙し、FS が届出対象ではないことを確認する申告が要求される場合があります。さらに、詳細な届出と、少なくとも 100 万ユーロの FFC の概要からなる軽微な届出の 2 種類が可能です。

上記の届出・申告の条件については、弊所までお問い合わせください。



FS（外国補助金）とは？

FSの前提条件はFFC（外国資金拠出）が存在することですが、すべてのFFCが必ずしもFSであるとは限りません。FSの特定には複雑な評価が必要ですが、要するにFSとは、第三国によるFFCで、有利性をもたらす、経済の1つまたは複数の企業やセクターに限定されるものです。

EUの新しい外国補助金管理制度に基づく通告義務は、FFCに関するものであり、FSに関するものではありません。

FFCとは、(i)資金の移転、(ii)負債の放棄、(iii)外国への、または外国による事業への商品またはサービスの提供または購入を指します。

物品・サービスの提供または購入が最も議論的になるのは、拡大解釈すれば、過去3年間に第三国との間で5,000万ユーロ（集中購買）または400万ユーロ（公共調達手続き）相当の物品またはサービスを提供または調達した企業は、届出義務を負うからです。ただし、物品・サービスが公開された透明かつ非差別的な手続き（市場価格）で供給・調達された場合は、届出義務に例外があります。



資金の移転（資本注入、助成金、融資、保証、財政的インセンティブ、営業損失の相殺、債務免除、債務と株式の交換やリスケジュールなど）と収益の見送りについて、例を挙げてご説明することが可能です。

補助金はどの時点で「外国」のものとなされるのか？

EUの新制度では、第三国（つまりEU加盟国ではない）からの外国からの拠出金のみが、外国からの補助金管理の対象となります。

第三国には、中央政府およびあらゆるレベルの公的機関（地域、地方など）が含まれます。さらに、「公共団体」や「民間団体」による行為も第三国に帰属させることができます。

公的事業という概念は、公的部門が資本を所有する企業（公的管理企業）だけでなく、国家が直接的または間接的に支配的な影響力を行使する企業も指します。しかし、公的に所有または管理されている企業が行ったすべての決定を第三国に帰することはできません。措置の採用決定に国が関与し、一定の条件が満たされていないからです。

私的団体の行為も国に帰することができます。

- － **仲介を行う場合（間接援助）** - 国から民間企業に資金が移転し、その民間企業が最終的な受益者に資金を移転すること。公的資金が空港に提供されるが、間接的な受益者はその空港を利用する航空会社である場合がこの例である。
- － **厳しい規制の枠組みによって、民間企業間の特定の移転が規制されている場合** - このような状況の例として、国が受益者に一定の強制的な財政拠出を義務付けている場合がある。資源はいかなる時点でも国によって管理・運営されているわけではないが、移転は国によって命じられたものである。

FSRが「... 経済における政府の役割を含め、企業が事業を行っている国で一般的な経済環境などの要素」に言及していることと、FSRが公的予算への影響を要求していないという事実が相まって、FSRに基づくFFCを構成する民間企業の行動は、EU国家補助法に基づく同等の行動よりも容易になる可能性が高いです。

通知

Bird & Bird は、以下のような通知プロセス全体で企業をサポートします。

- 関連フォーム（フォーム **FS-CO** およびフォーム **FS-PP**）の記入方法
- 公共調達手続きにおける届出または申告の条件
- 必要な情報の種類
- 通知前の話し合いや権利放棄の要求についてどのように交渉するか
- 機密情報や個人情報の扱い方
- 補助書類の提出
- 通知義務の例外の可能性。

委員会の権限

欧州委員会は、**FSR** を適用する権限ある当局であり、①外国からの補助金の職権による審査、②集中の通告、③公共調達手続きにおける外国からの資金拠出の通告・申告、の **3** つの状況において行動することができます。欧州委員会高官の公式声明によると、**FSR** の適用初期段階では職権によるケースは優先されず、むしろ通告の扱いが優先されます²。

欧州委員会は、域内市場における **FS** の負の歪曲効果と、補助対象となる経済活動の発展に対する正の効果とのバランスをとる権限を有します（**バランステスト**）。また、生産能力の削減、研究開発成果の公表、資産の売却、集中の解消、外国からの補助金の返済、企業の統治構造の調整などの**是正措置**を命じる権利を有します。

企業は欧州委員会に対し、（通常、欧州委員会が一方的に課すより厳しい措置を回避するための）約束を申し出ることができ、欧州委員会はそれを受け入れるか否かを決定できます。欧州委員会は、インフラストラクチャーや生産設備へのアクセスを提供したり、特定の投資を控えたり、知的財産や資産のライセンスを供与したりといった**暫定的措置**を採択する権限も同様に有しています。

企業は、EU 域内だけでなく、一定の条件下では EU 域外でも、**情報提供の要請や職員との面談、査察を受けることができます**。査察の際、欧州委員会は、企業の関係者や外部代表者に対して、**口頭陳述**という形で説明を求めることができます。

欧州委員会は、不正確または誤解を招くような情報の提供、事実に関する完全な回答の拒否、検査への応諾の拒否などの手続き上の**違反**に対して、企業の売上高の **1%** を上限とする**制裁金**および **1** 日平均売上高の **5%** を上限とする**定期的な違約金の支払い**を課す権限を有します。コミットメントの不履行、暫定措置、是正措置などの実質的な違反に対する罰金は、企業の年間売上高の **10%** までとすることができます。

²Mlex 2023 年 9 月 13 日、一部のフットボールクラブが、海外からの補助金によってより有名な選手を雇うことができている状況に対し、他のフットボールクラブや連盟より苦情が申し立てられている事案について、EU 高官のペサレシ氏は、最優先事項ではないとコメントした（本文における職権による審査にあたる）。



競争法グループ



Morten Nissen

パートナー

+4539141661
morten.nissen@twobirds.com



Janneke Kohlen

パートナー

+31703538846
janneke.kohlen@twobirds.com



Marc Martens

パートナー

+3222826090
marc.martens@twobirds.com



Dániel Arányi

パートナー

+3613018900
daniel.aranyi@twobirds.com



Dr. Joerg Witting

パートナー

+4921120056000
joerg.witting@twobirds.com



John Shi

パートナー

+861059335678
john.shi@twobirds.com



Sandra Seah

パートナー

+6564289429
sandra.seah@twobirds.com



*Federico Marini
Balestra*

パートナー

+390669667006
federico.marinibalestra@twobirds.com



Thomas Oster

パートナー

+33142686741
thomas.oster@twobirds.com